

健全化判断比率及び資金不足比率

財政健全化法により、平成25年度決算に基づく「健全化判断比率の4つの指標」と「3会計の資金不足比率」を公表します。これらの指標は、全ての地方公共団体が公表することで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率

区 分	健全化判断比率(前年度)	(単位：％)	
		早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
①実質赤字比率	－（－）	13.74	20.00
②連結実質赤字比率	－（－）	18.74	30.00
③実質公債費比率	16.4（15.4）	25.0	35.0
④将来負担比率	174.7（183.1）	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」と表示しています。

【主な増減理由】

前年度と比べ、③実質公債費率は、大月市土地開発公社清算に伴い借入返済金が増加したこと
で上昇しました。また、④将来負担比率は、174.7と高い水準を推移していますが、下水道
特別会計や大月都留広域事務組合、東部地域広域水道企業団の借入金残高に対する補助金が減少
したことで、8.4ポイント下降しました。

今後も、義務教育施設や病院施設整備の借入などで③④の比率の上昇が見込まれ、厳しい財政
状況が続きます。

より一層、計画的で効率的な予算執行に取り組み、健全な財政運営を目指していきます。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(％)	経営健全化基準
大月市病院事業会計	－（－）	20.0
大月市簡易水道特別会計	－（－）	
大月市下水道特別会計	－（－）	

【資金不足比率】

公営企業会計単位の
資金不足額の事業規
模(事業経営のために
調達した資金規模)に
対する割合。

※ 資金不足額はないため、「－」と表示しています。

「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は、1年間の収入から支
出を差し引いた金額の財政規模に対する比率です。

赤字(資金不足)となっていない要因は、一般会計においては税收、借入れ等により収支の
バランスを図っており、他会計においては一般会計からの補助金等により不足額を補ってい
るためです。

「③実質公債費比率」は、普通会計において1年間に支払った元利償還金および一般会計か
ら他会計への補助金等のうち元利償還金に充当したと見込まれる額に基づく金額の財政規模
等に対する比率であり、3年間(23・24・25年度)の平均数値です。

「④将来負担比率」は、各会計の25年度末の借入金残高に基づく金額および全職員が退職
したと仮定した場合の退職手当に基づく金額などの財政規模等に対する比率です。